

# 火災警報について

## 火災警報の目的

湿度が低く、風速が大である気象条件の下では、火災が発生しやすく、また、いったん発生した火災は延焼拡大することが多く、人命に与える危険性も一段と高い。

このような悪条件下では、普段よりなお一層一般の注意心を喚起して、火災の発生を未然に防止する必要があるとともに、万一出火した場合にも、その被害を最小限に止めるため、消防機関をして特別の警戒体制をとらせる必要がある。

## 火災警報の発令

消防法第 22 条第 3 項に基づき、気象の状況が火災予防上危険である旨の通報があったとき、または気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

警報発令権者は、市町村長とし、警報を発令した場合は、消防長に報告しなければならない。

## 火災警報発令基準（気象状況）

次の気象状況において、必要と認めた場合に発令する。

1	実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下の場合
2	平均風速 10m/s 以上が予想される場合
3	市町村で発令基準を定めている場合は市町村にならう
4	気象上特殊な警報が発令され、現にその状況が火災予防上必要と認めるとき

## 火災警報発令中の火の使用制限（上川北部消防事務組合火災予防条例第 30 条）

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2 煙火を消費しないこと。
- 3 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 5 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- 6 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- 7 屋内において、はだか火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

## 火の使用制限に違反した者（消防法第 44 条第 18 号）

30 万円以下の罰金または拘留

## 火災警報の伝達の方法

サイレン、消防車による広報や掲示板の使用による周知のほか、市町村地域防災計画による。

上川北部消防事務組合消防本部 消防企画課予防係

☎ 01654-3-2627 <http://www.kh119.jp/~honbu/>